

民事執行法の改正により入札時に  
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に  
該当しない旨の

## 陳述書

入札する日において発行後3か月以内の

## 住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

## 宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 5月 1日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 高 原 明 佳

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 6年 5月16日 午前 9時00分から 令和 6年 5月23日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月29日 午前 9時30分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 6月 6日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 6年 5月30日 午前 9時20分から 令和 6年 6月 3日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 5月 1日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和5年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1	13,440,000 10,752,000		2,688,000	45,236	9,693
備考					



## 物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 品川区小山台一丁目371番地2

建物の名称 ルーブル武蔵小山弐番館

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 小山台一丁目371番2の211

建物の名称 211

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 2階部分 18.04平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 品川区小山台一丁目371番2

地 目 宅地

地 積 559.16平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 98648分の2028





## 物件明細書

令和 6年 3月15日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 高原 明 佳

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

・管理費等の滞納あり。

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。





- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



## 物 件 目 録

### 1 (一棟の建物の表示)

所 在 品川区小山台一丁目371番地2

建物の名称 ルーブル武蔵小山弐番館

### (専有部分の建物の表示)

家屋 番号 小山台一丁目371番2の211

建物の名称 211

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 2階部分 18.04平方メートル

### (敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 品川区小山台一丁目371番2

地 目 宅地

地 積 559.16平方メートル

### (敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 98648分の2028



令和6年(ケ)第15号  
令和6年2月8日受理  
令和6年2月21日提出  
(評価人 山田光治)

## 現況調査報告書

東京地方裁判所  
執行官 塚田 正

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



## 物 件 目 録

### 1 (一棟の建物の表示)

所 在 品川区小山台一丁目371番地2

建物の名称 ルーブル武蔵小山貳番館

### (専有部分の建物の表示)

家屋 番号 小山台一丁目371番2の211

建物の名称 211

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 2階部分 18.04平方メートル

### (敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 品川区小山台一丁目371番2

地 目 宅地

地 積 559.16平方メートル

### (敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 98648分の2028



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	品川区小山台一丁目29番6-211号 ルーブル武蔵小山式番館	
建物	物件1	
種類・構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる ( <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物 ) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:	
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> 種類:  構造:  床面積: </div>	
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を 居宅 (空室) として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況 (月額)	管理費 8,000円 修繕積立金 3,200円	令和6年2月14日現在 <input type="checkbox"/> 滞納はない <input checked="" type="checkbox"/> 滞納がある 計468,800円 令和2年7月分から令和6年2月分まで <input type="checkbox"/> 遅延損害金 円 年利 パーセントの定めあり
管理費等照会先	株式会社 TFD コミュニティ	
その他の事項	滞納金は専有管理会社「株式会社 TFD エステート」にて立て替えている 令和3年9月までの修繕積立金月額1,600円	
敷地権	符号1	
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地 (符号1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路 (符号 ) <input type="checkbox"/> (符号 )	
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>	
敷地権の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 所有権 (符号1) <input type="checkbox"/> 地上権 (符号 ) <input type="checkbox"/> 賃借権 (符号 ) <input type="checkbox"/> (符号 )	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> 地方裁判所 支部 令和 年 ( ) 第 号  保管開始日 令和 年 月 日 </div>	
敷地権以外の土地 (目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

## 執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 郵便受けは投函口がテープで閉鎖され、表札には表示はなかった。
- 3 立入調査を実施したところ、在室者はおらず、室内には日常使用される動産は存在しなかった。  
郵便受け及び室内の各状況から本件建物は空室と認定した。
- 4 本件建物の占有状況については、上記資料及び現場の状況から、前記のとおり認定した。



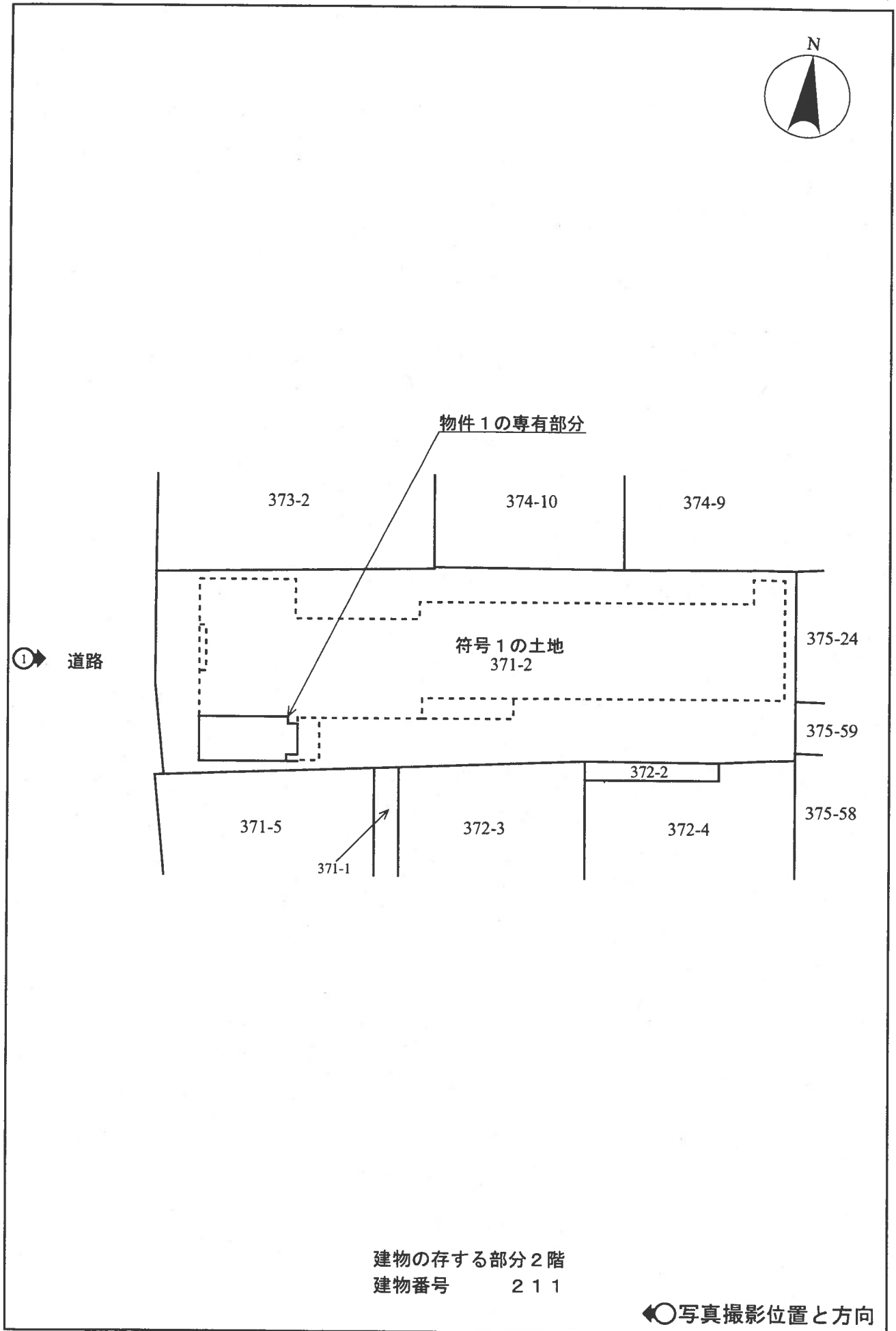
## 調査の経過

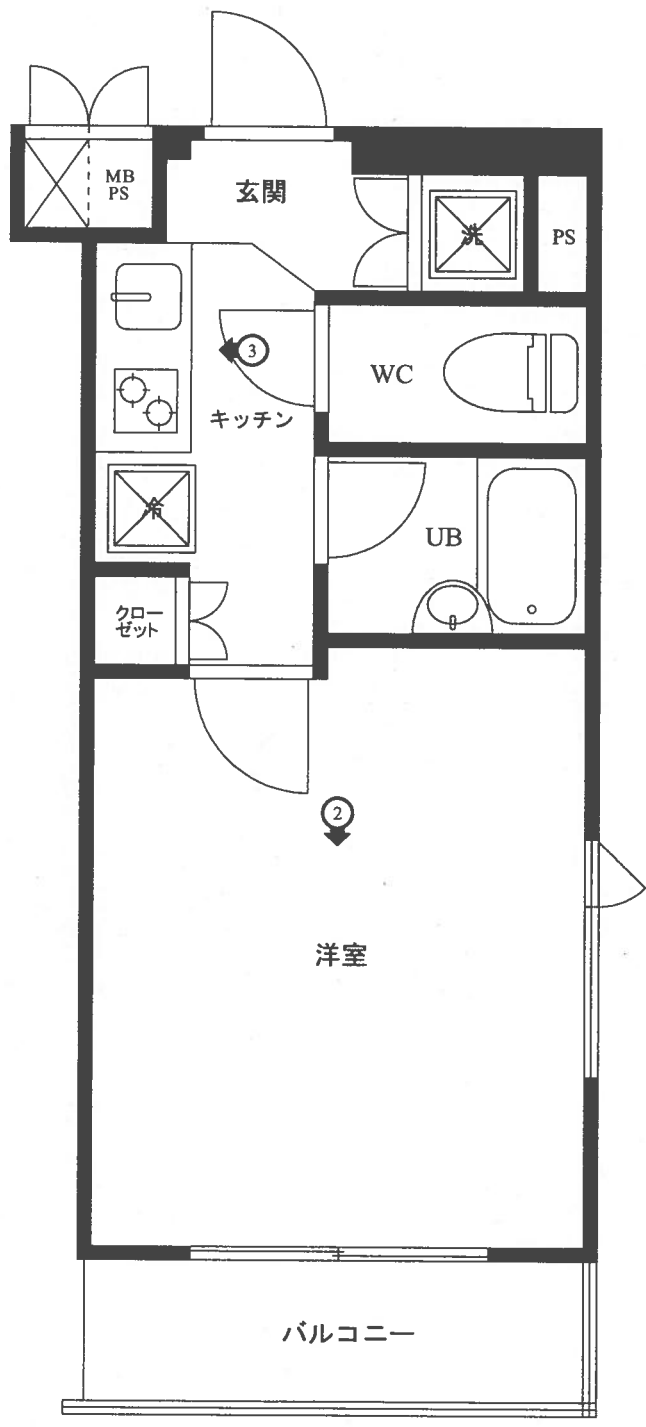
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年2月8日 15:20-15:30	物件所在地	物件確認、外観写真撮影、物件調査、占有調査、写真撮影 照会書差置
令和6年2月8日 : - :	当 庁	管理費等調査照会 FAX 照会書送付 (建物所有者 A)
令和6年2月8日 : - :	東京法務局渋谷出張所	登記事項証明書等交付申請 地図などの写し交付申請
令和6年2月20日 9:05-10:12	物件所在地	物件確認、物件調査、占有調査、写真撮影、図面作成、評価人同行
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		
令和 年 月 日 : - :		

## (特記事項)

- 令和 年 月 日  
目的物件が施錠されている場合に備えて、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- 令和6年2月20日  
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 B を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- 令和 年 月 日  
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 4 枚目)





◀○写真撮影位置と方向



1



2



3



令和6年(ケ)第15号  
令和6年2月20日 現地調査  
令和6年2月22日 評価

東京地方裁判所 御中

# 評 価 書

評価人 山田光治

## 第1 評価額

物件番号	評価額
物件1	金 13,440,000 円

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。



第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	次頁物件目録記載のとおり		(住居表示) 品川区小山台1-29-6  (マンション名、部屋番号) ループル武蔵小山弐番館 211号
番号	特記事項		
	なし		

※現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

## 物 件 目 録

### 1 (一棟の建物の表示)

所 在 品川区小山台一丁目371番地2

建物の名称 ルーブル武蔵小山貳番館

### (専有部分の建物の表示)

家屋 番号 小山台一丁目371番2の211

建物の名称 211

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 2階部分 18.04平方メートル

### (敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 品川区小山台一丁目371番2

地 目 宅地

地 積 559.16平方メートル

### (敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 98648分の2028

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地（符号1）の概況及び利用状況等

位置・交通	東急目黒線「武蔵小山」駅の北東方約520m（道路距離、徒歩約7分）、品川区小山台1丁目29番街区に位置する。（附属資料「位置図」参照）	
付近の状況	中層の共同住宅、中低層の一般住宅、店舗等が混在する地域。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	西側区道より20mまでの範囲	
	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 近隣商業地域 80%（指定） 300%（指定） 準防火地域 第三種高度地区、新たな防火制度の対象区域、小山台一丁目地区防災街区整備地区計画、日影規制、景観計画等
	西側区道より20mを超える範囲	
	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 60%（指定） 300%（指定） 準防火地域 第三種高度地区、新たな防火制度の対象区域、特別工業地区、日影規制、景観計画等
画地条件	地積 形状 間口・奥行 地勢 その他	559.16㎡ ほぼ長方形 間口約13.6m、奥行約42m ほぼ平坦 特になし
接面道路の状況等	西側で現況幅員約5.4～6.0mの舗装区道（建築基準法第42条1項1号該当）にほぼ等高に接面する中間画地。	
土地の利用状況等	後記一棟の建物の敷地等として利用されている。建物の配置は、附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	

<p>供給処理施設 (基本的には敷地内 への引き込みの有無 を基準としている)</p>	<p>上水道 都市ガス 下水道</p>	<p>あり あり あり</p>
<p>敷地権の表示</p>	<p>敷地権の種類 敷地権の割合</p>	<p>所有権 98648分の2028</p>
<p>特記事項</p>	<p>・本件土地の西側で接する地番371-4は、品川区の所有地で区道の一部である。</p> <p>・現地での概測等によれば、大きな縄のびあるいは縄縮みは、ないとみられるが正確には境界確定及び専門家による測量等を要する。</p>	

## 2 建物の概況

### (1) 一棟の建物の概要

マンション名	ループル武蔵小山貳番館	
建物の用途	共同住宅等（総戸数 48 戸）	
建築時期及び 経済的残存耐用 年数	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	平成 19 年 9 月 10 日新築 約 16 年 約 34 年
構造・延床面積	鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建 1, 197. 05 m <sup>2</sup>	
仕 様	外 壁 そ の 他	タイル貼等 特になし
設 備 等	エレベーター、オートロックシステム、集合郵便受、駐輪場等	
建物の品等	普通	
管理の形態等	管 理 組 合 管 理 会 社 管 理 形 態	あり 株式会社TFDコミュニティ 委託管理
管理の状況	普通	
特記事項	なし	



(2) 専有部分の概要

構造・種類	鉄筋コンクリート造1階建・居宅	
位置	2階(211号室)、角部屋 主要開口部の方位：西向き(南側にも窓がある)	
床面積	専有面積	18.04 m <sup>2</sup>
	共用部分を含む 現況床面積	24.59 m <sup>2</sup>
間取り	1K	
バルコニー等	西側にあり	
仕様	天井	クロス貼り等
	床	フローリング等
	内装壁	クロス貼り等
	設備	ミニキッチン、トイレ、2点ユニットバス(浴槽・洗面)等
その他	洗濯機置場あり	
保守管理の状態	床、壁などに経年使用による剥がれ・傷・汚れなどが見られるものの、室内の保守管理状態は概ね標準的である。	
管理費等	管理費	8,000円(月額)(令和6年2月14日現在、以下同じ)
	修繕積立金	3,200円(月額)
	その他	なし
	滞納額	468,800円(令和2年7月分～令和6年2月分)
	遅延損害金	なし
専有部分の利用状況等	空室の状況で、所有者が居宅として使用している。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備等の動作確認は行っていない。</li> <li>・本件建物の建築時期から判断すると、アスベスト含有建材が使用されている可能性がある。なお、アスベスト使用の有無の確定に当たっては、専門家による調査を要する。</li> </ul>	

## 第5 評価額算出の過程

本件は都市型の区分所有建物であり、買受人が投資用不動産として保有することも社会的・経済的観点から合理的と判断されるので、積算価格と収益価格を求めて、これらを調整して得た価格に基づき、競売市場を前提とした評価額を下記のとおり決定した。

### I 積算価格の試算

#### 1 基礎となる価格

##### ① 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて下記のとおり建物価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡)	現況床面積 (㎡)	現価率	建物価格 (円)
ア	イ	ウ	エ
440,000	× 24.59	× 0.65	= 7,030,000

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ 現況床面積：固定資産税・都市計画税関係証明書記載の現況床面積（共用部分を含む）を採用。

ウ 現価率

・経過年数約16年、経済的残存耐用年数約34年、観察減価率5%（建物の状況等を考慮）

・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数 ÷ (経過年数 + 経済的残存耐用年数) × (1 - 観察減価率)

現価率 = 34年 ÷ (16年 + 34年) × (1 - 0.05) = 0.65 (小数第3位を四捨五入)

エ 建物価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

② 敷地権価格（符号1の土地）

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

更地価格		地積 (㎡)	建付減価	敷地権の割合	敷地権価格 (円)
標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ				
866,000	×0.98	×559.16	×1.00	×2,028/98,648	= 9,760,000

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口、奥行、規模等）が標準的な中間画地を想定した。

地価公示 「品川 5-19」

（公示価格） （時点修正）（標準化補正）（地域格差） （規準価格）

$$942,000 \text{ 円/㎡} \times 106/100 \times 100/103 \times 100/112 = 866,000 \text{ 円/㎡}$$

（上三桁未満四捨五入）

時点修正：公示価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：地価公示地が角地であることを考慮して判定した。

地域格差：地価公示地の所在地域は対象地域に比べ、環境条件、交通接近条件、街路条件等で優り、総合的に優ると判定した。

イ 個別格差：減価要因として間口奥行関係などを考慮し格差率を判定した。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：不要と判定した。

オ 敷地権の割合：登記記載による。

カ 敷地権価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

## 2 積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格 (円)	敷地権価格 (円)	価格補正	個別格差	占有減価 修正	積算価格 (円)
ア	イ	ウ	エ	オ	カ
(7,030,000)	+9,760,000)	× 1.20	× 0.97	× 1.00	= 19,540,000

ア 建物価格：前記1①エ

イ 敷地権価格：前記1②カ

ウ 価格補正：同一マンション及び周辺類似マンションの取引水準等を斟酌して補正した。

エ 個別格差：階層別補正・・・0.95（基準階＝3階、対象＝2階）

位置別等修正・・・1.02（角部屋）

その他・・・・なし

相乗積  $0.95 \times 1.02 = 0.97$ （小数第3位を四捨五入）

オ 占有減価修正：必要なし。

カ 積算価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

## II 収益価格の試算（DCF法による）

目的物件は賃貸借に供されている区分所有建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される有効純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法（Discounted Cash Flow 法）による収益価格を以下のとおり求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるもので、必ずしも想定した賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《DCF法による価格査定表》

3年間の 有効純収益 現価の合計	正味復帰価格の現価					収益価格
	4年目の 有効純収益	最終 還元 利回り	3年目期末 復帰価格※1  イ÷ウ×(1-0.03)	複利 現価率 ※2	正味復帰 価格現価	
ア	イ	ウ	エ	オ	エ×オ=カ	ア+カ=キ
(円)	(円)	(%)	(円)		(円)	(円)
2,006,338 (11.6%)	759,300	4.3	17,128,400	0.8941	15,314,500 (88.4%)	17,320,000 (100%)

※1 売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$1 \div (1 + 3.8\%)^3 = 0.8941 \quad (\text{小数第5位を四捨五入})$$

ア 3年間の有効純収益現価の合計：目的物件を賃貸することにより保有期間中（第1期～第3期）に得られるであろうと予測した各期の有効純収益を、複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。

イ 4年目の有効純収益：保有期間終了後（4年目）の有効純収益である。

ウ 最終還元利回り：4年目の有効純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに対象不動産の個別リスク等を考慮して査定した。

エ 3年目期末復帰価格：4年目の有効純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から対象不動産の売却に伴う仲介手数料相当額等を控除した価格である。

オ 複利現価率：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ 正味復帰価格現価：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

キ 収益価格：保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予測価格の現在価値の合計額で、1万円未満四捨五入の端数整理を行った。



### Ⅲ 評価額の判定

#### 1 試算価格の調整

積算価格及び収益価格を下記のとおり試算した。積算価格は土地価格に建物価格を加算したもので原価性に着目した価格である。一方、収益価格は目的物件が有する収益性に着目した価格である。

目的物件は、シングルタイプのマンションであり、投資目的の需要が中心となると見込まれることから、本件においては収益価格を重視し、積算価格を関連づけ、調整後の価格を下記のとおり求めた。

① 積算価格	19,540,000 円
② 収益価格	17,320,000 円
③ 調整後の価格	17,500,000 円

#### 2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額並びにその他の控除（敷金等）を考慮して評価額を決定した。

調整後の価格 (円)	市場性 修正	競売市場 修正	滞納管理費等 相当額の減価	その他の控除 (敷金等) (円)	評価額 (円)
ア	イ	ウ	エ	オ	カ
17,500,000	× 1.00	× 0.80	× 0.96		=13,440,000

ア 調整後の価格：積算価格と収益価格を調整した後の適正価格。

イ 市場性修正：必要なし。

ウ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

エ 滞納管理費等相当額の減価：滞納管理費等及び代金納付に至る間の管理費等の予想滞納相当額を考慮した修正を行った。

オ その他の控除（敷金等）：買受人の引受けとなる敷金等の預り金の控除。本件の場合なし。

カ 評価額：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

## 第6 参考価格資料

地価公示価格 (品川5-19)  
所在 : 品川区小山台1丁目166番9 「小山台1-23-6」  
価格 : 942,000円/㎡  
位置 : 「武蔵小山」駅、道路距離約240m  
価格時点 : 令和5年1月1日  
地積 : 255㎡  
供給処理施設 : 水道、ガス、下水  
接面街路 : 南西側8.5m区道、側道  
用途指定等 : 近隣商業地域(建ぺい率80%、容積率300%)、準防火地域  
地域の概要 : 中層の店舗兼共同住宅等が建ち並ぶ近隣商業地域

## 第7 附属資料

位置図

公図写

建物図面・各階平面図写

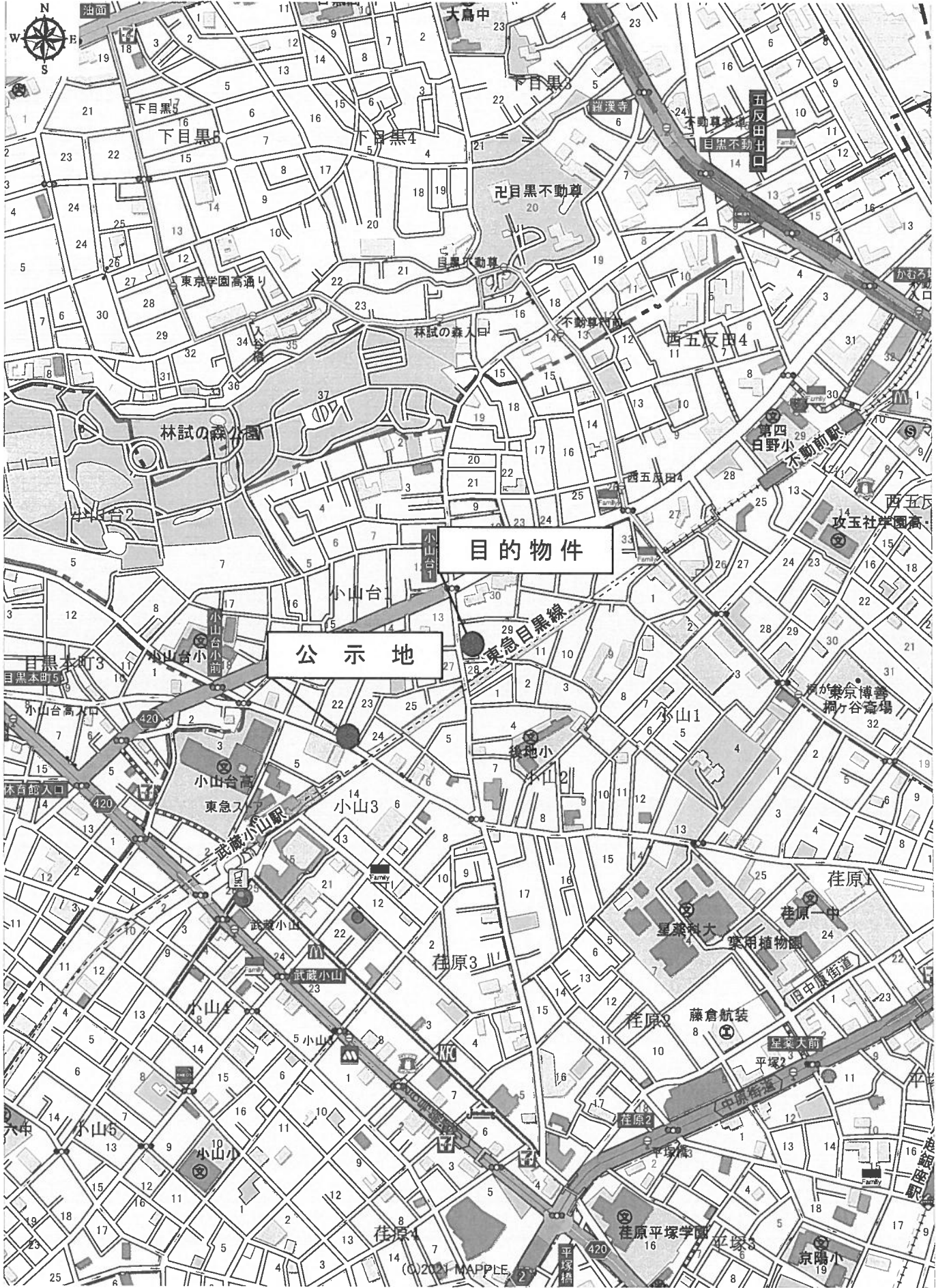
以上

令和6年2月22日

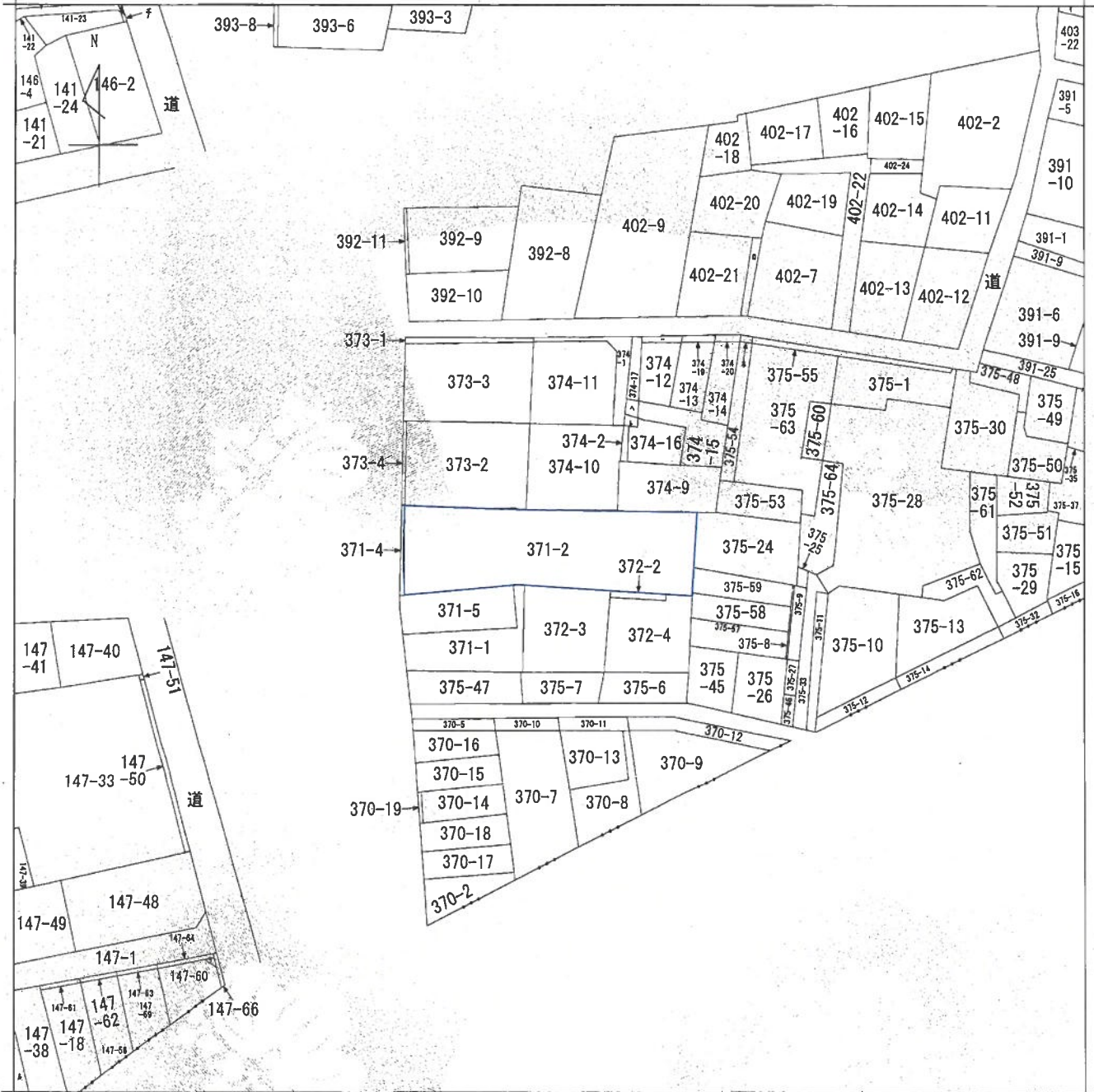
評価人 不動産鑑定士

山田光治

# 位置図



イ 403-16    ハ 391-24    ホ 375-56    ト 374-22    ヨ 141-16    ナ 147-37  
 ロ 402-23    ニ 374-18    ヘ 374-21    テ 141-41    ヅ 141-40    ネ 147-65



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 小山台1丁目  
 B 小山台1丁目

請求部	所在	品川区小山台一丁目		地番	371番2				
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年12月18日  
 東京法務局品川出張所  
 登記官

地図整理番号：M80095  
 (1/1)

公 図 (写)  
 ※A3をA4に縮小しています



